

## 遠隔臨場の試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設現場において、受注者及び監督員の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。

### (対象工事)

第2条 監督員の施工箇所への移動時間削減による業務改善が見込め、かつ、施工箇所の通信環境が良好である工事を選定する。

選定した工事は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施することができるものとする。

### (適用)

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信で相互に確認を行うことにより、監督員が必要とする情報を入手できる場合、臨場に替えることができるものとする。

ただし、出来形計測等において、映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。また、夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場合も、適用対象外とする。

### (実施方法)

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

#### (1) 実施計画

受注者は、監督員と協議を行い、遠隔臨場の適用（確認する項目・内容・予定回数）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法を計画する。なお、遠隔臨場は、立会及び段階確認の全体の実施予定回数の5割を上限とする。

#### (2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員の映像を含む写真、通話中の動画等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員の臨場に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

### (実施手続)

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

#### (1) 施工計画書の提出・確認

受注者は、遠隔臨場の実施計画について、施工計画書に記載する。監督員は、

施工計画書の受理後、遠隔臨場に関する記載内容について検査員の確認を受けるものとする。

なお、臨場による立会・段階確認を実施する場合は、以降の手続によらず、従来の手続による。

(2) 立会・段階確認の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

(3) 立会・段階確認の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員に対して通信を開始して実施する。

ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認を実施するものとする。

(4) 立会・段階確認の確認

立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付する。

(機器等の手配・仕様)

第6条 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行うものとする。

2. 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末を利用する。

3. 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対して必要となる調査を実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。